

# 「世替わり」研究者ら議論

## 武漢大日本センター 復帰50年でシンポ

中国の武漢大日本研究センターと琉球「世替わり」の歴史を

し、政治や文化など多方面の報告をした。中国社会科学院文学所研究員の孫歌氏は「沖縄の民主的『和ら政治』と題して報告した。沖縄の人々の基地への異議申し立てが非暴力で行われ

て、政治との関係性を研究してきた。林氏によると、中国本土における沖縄研究は1979年の琉球併合（琉球処分）までの中琉関係が中心で、明治期以降の沖縄に

対する抗議活動も同じだ。そうした激しい表現活動が、特別な感情を社会に植え付けている側面を否定できない。いわば、デモ・パシ・チラシへの偏見だ。一般社会から逸脱した人の行為である、負け犬の境況である。金で動く人たちでアロ市民ではないが、一部過激派の運動にすぎない、など郵便ポストへの投げ込みに抗議する場面などが当たると、政府や政治家に

それまでは、天皇、政治家、高級官僚を批判することは罪だった。むしろ事実であれば事実であるほど、

表現の自由への配慮を

も手問もかけることなく

その自由を保障することが定められた。

これは明治の制定時から制度設計だ。また、名誉毀損行為を刑事訴追することについては、公権力の行使を謙抑的にすること

で、表現の自由への配慮を

はじめに、表現の自由が民主主義社会の基盤をなし、批判の自由の拡大の歴史こそが表現の自由の歴史であることを改めて強調しておきたい。戦後、現憲法の制定により、名実ともに表現の自由が保障される時代を迎えた。同時に刑法の名譽毀損罪には、新たな条項が加わる。この免責要件によって、たとえ為政者を批判しても、それが公益性・公益性を有し、真実であることを証明できれば、その自由を批判を保障することが定められた。

とされたのだ。その後は判例上でも、批判の自由の範囲は徐々に広げられ、今日に至っている。

侮辱罪は名誉毀損罪の弟分のような存在だが、事実の適示がない抽象的な表現を幅広く対象にする代わりに、制裁である罪を極力軽くし、バランスをとってきた。これは明治の制定時から制度設計だ。また、名誉毀損行為を刑事訴追することについては、公権力の行使を謙抑的にすること

刑法改正の二程法案が国会で成立し、侮辱罪の厳罰化については7月中に施行される見通しだ。本欄昨年11月号で法案や審議の経緯を挙げていたが、改めて侮辱罪強化が何をもちたかについて確認をしておきたい。

その罪は重かつたといえる。しかし戦後は180度異なり、民主主義社会のためには個人を自由に批判できる環境こそが大切である

批判の自由

その罪は重かつたといえる。しかし戦後は180度異なり、民主主義社会のためには個人を自由に批判できる環境こそが大切である

批判の自由

その罪は重かつたといえる。しかし戦後は180度異なり、民主主義社会のためには個人を自由に批判できる環境こそが大切である

批判の自由

その罪は重かつたといえる。しかし戦後は180度異なり、民主主義社会のためには個人を自由に批判できる環境こそが大切である

# 時評

〈6月〉

山田 健太

## 侮辱罪の強化

# 批判の自由 抑制始まる

## 歴史逆転、罪深き法改正



「侮辱罪」を厳罰化する刑法改正案を賛成多数で可決した衆議院法務委＝5月18日午前

侮辱罪は名誉毀損罪の弟分のような存在だが、事実の適示がない抽象的な表現を幅広く対象にする代わりに、制裁である罪を極力軽くし、バランスをとってきた。これは明治の制定時から制度設計だ。また、名誉毀損行為を刑事訴追することについては、公権力の行使を謙抑的にすること

侮辱罪は名誉毀損罪の弟分のような存在だが、事実の適示がない抽象的な表現を幅広く対象にする代わりに、制裁である罪を極力軽くし、バランスをとってきた。これは明治の制定時から制度設計だ。また、名誉毀損行為を刑事訴追することについては、公権力の行使を謙抑的にすること

侮辱罪は名誉毀損罪の弟分のような存在だが、事実の適示がない抽象的な表現を幅広く対象にする代わりに、制裁である罪を極力軽くし、バランスをとってきた。これは明治の制定時から制度設計だ。また、名誉毀損行為を刑事訴追することについては、公権力の行使を謙抑的にすること

侮辱罪は名誉毀損罪の弟分のような存在だが、事実の適示がない抽象的な表現を幅広く対象にする代わりに、制裁である罪を極力軽くし、バランスをとってきた。これは明治の制定時から制度設計だ。また、名誉毀損行為を刑事訴追することについては、公権力の行使を謙抑的にすること

侮辱罪は名誉毀損罪の弟分のような存在だが、事実の適示がない抽象的な表現を幅広く対象にする代わりに、制裁である罪を極力軽くし、バランスをとってきた。これは明治の制定時から制度設計だ。また、名誉毀損行為を刑事訴追することについては、公権力の行使を謙抑的にすること

侮辱罪は名誉毀損罪の弟分のような存在だが、事実の適示がない抽象的な表現を幅広く対象にする代わりに、制裁である罪を極力軽くし、バランスをとってきた。これは明治の制定時から制度設計だ。また、名誉毀損行為を刑事訴追することについては、公権力の行使を謙抑的にすること

侮辱罪は名誉毀損罪の弟分のような存在だが、事実の適示がない抽象的な表現を幅広く対象にする代わりに、制裁である罪を極力軽くし、バランスをとってきた。これは明治の制定時から制度設計だ。また、名誉毀損行為を刑事訴追することについては、公権力の行使を謙抑的にすること

侮辱罪は名誉毀損罪の弟分のような存在だが、事実の適示がない抽象的な表現を幅広く対象にする代わりに、制裁である罪を極力軽くし、バランスをとってきた。これは明治の制定時から制度設計だ。また、名誉毀損行為を刑事訴追することについては、公権力の行使を謙抑的にすること

侮辱罪は名誉毀損罪の弟分のような存在だが、事実の適示がない抽象的な表現を幅広く対象にする代わりに、制裁である罪を極力軽くし、バランスをとってきた。これは明治の制定時から制度設計だ。また、名誉毀損行為を刑事訴追することについては、公権力の行使を謙抑的にすること

侮辱罪は名誉毀損罪の弟分のような存在だが、事実の適示がない抽象的な表現を幅広く対象にする代わりに、制裁である罪を極力軽くし、バランスをとってきた。これは明治の制定時から制度設計だ。また、名誉毀損行為を刑事訴追することについては、公権力の行使を謙抑的にすること

侮辱罪は名誉毀損罪の弟分のような存在だが、事実の適示がない抽象的な表現を幅広く対象にする代わりに、制裁である罪を極力軽くし、バランスをとってきた。これは明治の制定時から制度設計だ。また、名誉毀損行為を刑事訴追することについては、公権力の行使を謙抑的にすること

侮辱罪は名誉毀損罪の弟分のような存在だが、事実の適示がない抽象的な表現を幅広く対象にする代わりに、制裁である罪を極力軽くし、バランスをとってきた。これは明治の制定時から制度設計だ。また、名誉毀損行為を刑事訴追することについては、公権力の行使を謙抑的にすること

り、有罪になった事例もある。こうした運用上の差異を生むのは、取り締まる側すなわち行政の恣意的な判断ということになる。

新聞やテレビを直接制約するのは好ましくないけど、面割ささくところをいって表現は多少厳しめに制限しても構わない、という意識が世間一般にないだろうか。侮辱罪の適用対象は多くの場合、こうした大衆表現となる。政府内の検討会議段階でも、侮辱的表現は「底位な表現」で保護する必要性が低いとの発言があり、それが会議の空気を支配していた。表現の自由は必ず

心の中の叫びを守る

侮辱は低位との「べり」がなせる危険かといえは、だがどういった状況で行う言動かを考えると想像がつかない。強者から弱者への侮辱的言動は許しがたいものがある。その一つの例が、ネット上のマジョリティーの

侮辱は低位との「べり」がなせる危険かといえは、だがどういった状況で行う言動かを考えると想像がつかない。強者から弱者への侮辱的言動は許しがたいものがある。その一つの例が、ネット上のマジョリティーの

側から発せられる「マジョリティー」への人格否定や罵詈雑言だ。実際は、情報発信者自身も社会の強者とは必ずしも言えない場合も少なくないが、匿名という殻に守られることで強者の立場に立てるといふ構図が生まれている。

一方、弱者から強者の典型が、一般市民から政治家へ、労働者から使用者へ、マジョリティーからマジョリティーへ、といったかたちであられる。それは往々にして、言葉が多少少くなることも、強い表現になることもあるだろう。しかしそれらの多くは、勇気を振り絞り、やっとの思いで口にした、いわば心の叫びとでもいうべき、必死の抵抗でもあるわけだ。その場合、強者は反省のきっかけにせず、それを力で封じ込めることがあてはなるまい。

それを考えた場合、弱者にも同じルールを当てはめるならば、後者の心の叫びが封じられないようになっていることが大切なのは、まもなく、これまで罪をあて重くしてこなかった理由に、私たちは思いをはせる必要がある。こうした少数者の責務が出やすくなること、強者に対しても物言いがしやすい環境を用意

新刊紹介

「幸福幻想 つきとぎとく」の人生相談  
（中村つとむ、マシコ・

しおぐとが、民主主義社会の懐の深さだからだ。強者への物言いを守る方法が、先にも触れた免責要件とほれている制度上の工夫だ。表現の自由の限界を自由拡大の方向にずらすことで、批判の自由を保障してきた。それからすると、今回の侮辱罪の強化は、適用対象を狭めていというところで限界に委縮はないという政府説明があるが、法案提案理由にあるとおり抑止効果を期待しているわけだから、まさに限

侮辱罪を厳罰化することは、それ自体に大きな問題を孕む。同時に、これまで一貫して名誉毀損法体系は批判の自由を拡大する方向で工夫と経緯が積み重ねられてきた。その歴史の流れを逆転させるという意味で、極めて罪深い法改正である。

本連載の週寄記事は本紙ウェブサイトや「愚かな風」『見張塔からつと』(いずれも田畑書店)で読めます。

20 回沖縄

「世替わり」研究者ら議論

「世替わり」研究者ら議論

琉球 日本国要説 沖縄をめぐらぬ青い空に戦闘機が美しい島々がみずたなえ海が赤土に珊瑚が死に絶えて沖縄をめぐらぬ清らかな御嶽の谷すべて毒水に汚染沖縄をめぐらぬこれがきこと本土さあお国の為にならぬもう一度捨て石に大切な大切な正義沖縄をめぐらぬめぐらぬしおお土に眠る死屍の上私達の屍を重ねるさあ沖縄をめぐらぬ